

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(19) —

坂 柳 明

1. はじめに—「当期の財務諸表の本体に反映される、「将来の特定の事象」の影響」

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

ここで、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応との関係で、株式会社LTTバイオフィーマ（以下、「LTT」とする）の2008年連結財務諸表についての監査報告書（[事例1-1]）¹⁾上の「追記情報」を見ると、そこでは、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※1）の記述が示されていることがわかるが、この※1の記述との関係で、坂柳（2020a, 23-24）では、次の問題を示した。それは、研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1の記述よりも「後に」示されることになる記述は

1) 本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

あるのか、という問題（※2）である。

〔事例1-1〕—LTTの2008年監査報告書

「当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LTTバイオファーマ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上した。また、営業キャッシュ・フローについても連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなった。このため継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」（傍線筆者）

この※2に関して、〔事例1-1〕上の「追記情報」においては、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の「後に」、「このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない」という記述（※3）（傍線筆者）が示されており、この※3に見られる「連結財務諸表」について、LTTの『有価証券報告書』（2008年版）の117頁に示されている、〔事例1-1〕を含めた、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書の全体の内容を参照すると、上記の※3に見られる「連結財務諸表」、及び※3を除いた〔事例1-1〕に見られる「連結財務諸表」は、「平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表」（※4）を指していることがわかる。坂柳（2020a）においては、この※4を、「LTTの当期の財務諸表」と捉えた上で、前段落で示した「※2」、即ち、

「研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1の記述よりも「後に」示されることになる記述はあるのか、という問題」（傍線筆者）に見られる、「[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1の記述よりも「後に」示されることになる記述」（傍線筆者）の中の「記述」として、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」についての記述」を想定した上で、上記の※2を、次の問題に書き換えた。それは、「研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※1）の記述よりも「後に」示されることになる、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」についての記述はあるのか、という問題（※5）（傍線筆者）」である。

この※5との関係では、まず、次のことが言える。それは、(1)：この※5で言及されている「LTTの当期の財務諸表」に関して、一般に、LTTが含まれるところの、ある会社の「当期の財務諸表」と対比される、「将来の年度についての財務諸表」（以下、「将来の財務諸表」とする）については、「将来の財務諸表」に反映されるところの、「将来の特定の事象」によって生じる影響（例えば、「将来の特定の事象」によって生じる、「多額の損失」という影響）を、想定することができる、ということである。他方、(2)：上記の※5で言及されている、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」」（※6）（傍線筆者）に見られる「LTTの当期の財務諸表」を考慮して、一般的に「当期の財務諸表」を想定すると、※6については、一般的には、「当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」を想定することができる。

そうすると、次のことがわかる。それは、①：前段落の(1)で言及したことから、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」を想定した上で、②：前段落の(2)で言及した「当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」」（傍線筆者）を考慮すると、次の影響、即ち、「当期の財務諸表

に反映されていない」ところの、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(※7)を、想定することができるということである。

ここで、[1]:この※7, 即ち、「「当期の財務諸表に反映されていない」」ところの、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)と、[2]:坂柳(2019)で示したところの、「当期の財務諸表に反映される余地がない」,「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(※8²⁾) (傍線筆者)の関係については、次のことが言える。それは、※7には、(1):「当期の財務諸表に反映される余地はあるが」,「当期の財務諸表に反映されていない」ところの、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)と、(2):「当期の財務諸表に反映される余地がないので」,「当期の財務諸表に反映されていない」ところの、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)の2つの「影響」があり、上記の※8の内容を踏まえると、※8においては、「当期の財務諸表に反映される余地がないので」,「当期の財務諸表に反映されていない影響」が想定されているので、※8, 即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない」,「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」は、上記の(2)で示した影響である、「当期の財務諸表に反映される余地がないので」,「当期の財務諸表に反映されていない」ところの、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者), と書き換えることができる、ということである。そうであれば、次のことがわかる。それは、坂柳(2019)で示した※8, 即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない」,「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」は、上記の※7, 即ち、「「当期の財務諸表に反映されていない」」ところの、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」に含まれる、ということである。

本稿では、この※8, 即ち、「当期の財務諸表に反映される余地がない」,「将来

2) 本稿で用いられている※8は、坂柳(2019)では、「※19」と表されている。

の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)と、「当期の財務諸表に反映される余地がある」影響が想定されているかどうか、という意味では比較できる、「当期の財務諸表に反映される余地がある、将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)に注目して、坂柳(2020b)では紙幅の都合により考察できなかった次の問題を考察する。それは、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される影響」(※9³⁾)を、想定することはできるのか、という問題(※10⁴⁾)である。

この※10が、どのように解決されるかによって、※10で言及されている※9、即ち、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される影響」)に関して、一般に、(1):その会社の経営者が、当期の財務諸表の注記で言及する余地があるかどうかの問題になる※9が想定できるか否か、及び(2):その会社の監査人が、当期の監査報告書で言及する余地があるかどうかの問題になる※9が想定できるか否か、が変わってくるので、①:経営者が開示する事項を規定する開示制度、及び②:監査人が監査報告書に記載する事項を規定する監査制度を設計するに当たって、有益な示唆を与えることが期待されるところの、※10の考察の結果は、重要である。

この※10を考察するに当たって、本稿の第2節では、詳細については参照頂きたいが、〈1〉:議論の素材として、株式会社河合楽器製作所(以下、「河合楽器」とする)の2005年個別財務諸表の注記(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況)([事例2-1])を示した上で、[事例2-1]の内容を理解するために、[事例2-1]に示されている、「平成17年6月29日開催の定時

3) 本稿で用いられている※9は、坂柳(2020b)では、「※15」と表されている。

4) 本稿で用いられている※10は、坂柳(2020b)では、「※16」と表されている。

株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（※11）（傍線筆者）に注目し、[事例2-1]と、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（[事例2-2]）を考慮した上で、[事例2-1]においては、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」（※12）が想定されていることを示す。また、第2節では、先に提示した※10を考察するに当たって、そこで述べる意味で、〈2〉：[事例2-1]とは異なる情報である、河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）の31頁の、「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】」に付されている(注)3に示されている、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を615百万円減少し欠損填補することを決議している。」という記述（※13）（傍線筆者）から捉えることができる、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）（傍線筆者）を示し、この※14は、①：河合楽器の「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」には発生しておらず、②：「平成17年6月29日」という、河合楽器の「翌事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」に発生していることを指摘する。

次に、第2節では、詳細については参照頂きたいが、〈3〉：[1]：上記の※14が、河合楽器の「翌事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」に発生していることを踏まえた上で、そして、[2]：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」とする）（2004年12月28日改正⁵⁾の第8条の4（[制度2-1]）に示されている、「貸借対照表日後、当該会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生した」という記述（※15）（傍線筆者）において想定されている、「貸借対照表日後に発生した事象」（傍線筆者）を考慮して、[制度2-1]に示され

5) 坂柳（2020b）に見られる「2004年2月28日改正」は、「2004年12月28日改正」の誤りである。

ている※15において想定されている、「貸借対照表日後に発生したところの、会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象」を「後発事象」と捉えた上で、前段落で示した※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）が、前段落で言及した、河合楽器の「当事業年度」ではなく、「翌事業年度」の「平成17年6月29日」に発生したことを踏まえて、「将来の特定の事象」を想定する場合に、[事例2-1]の内容を示した河合楽器にとって、「将来の特定の事象」としての※14は、その発生時点を考慮すると、[制度2-1]に示されている※15において想定されている「後発事象」に該当するのか、という問題（※16）である。

この※16の考察の結果として、前段落で言及したところの、「将来の特定の事象」としての※14が、その発生時点が考慮された上で、[制度2-1]に示されている※15において想定されている「後発事象」に該当することが導かれた場合には、次のことが言える。それは、「将来の特定の事象」としての※14によって生じる影響は、[制度2-1]に示されている※15において想定されている「後発事象」の影響、ということになるため、研究上の議論においては、[制度2-1]に示されている※15において想定されている「後発事象」の影響の他に、先に提示した※10で言及されている※9を、特に概念として提示する必要はなくなり、経営者が開示する事項を規定する開示制度の設計を担う主体、及び監査人が監査報告書に記載する事項を規定する監査制度の設計を担う主体が、特に※9を考慮する必要もなくなる、ということである。従って、将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を提供し得る研究上の議論において、※9を概念として提示する必要があるかどうかを見極めるに当たって、また、開示制度及び監査制度の設計を担う主体が、※9を考慮する必要があるかどうかを見極めるに当たって、上記の※16の考察の結果は、重要であることがわかる。

この※16、及び先に提示した※10を考察するに当たって、《1》:「将来の特定の事象」が、「当期の財務諸表」にどのような影響を与えるのか、という点を考慮し、第3節の(1)では、次のことを示す。それは、詳細については参照頂

きたいが、先に言及したところの、[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）に見られる「解消」が、(1)：[事例2-1]において想定されている※12、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」と、(2)：※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象を用いて、「①：「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）によって生じた、「資本準備金を欠損の填補に充てること」によって、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」（※17）が発生したことにより、②：「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」（※12）において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という意味で「なくなること」（※18）（傍線筆者）を指している、と解釈することができるということである。

他方、《2》：上記の※16、及び先に提示した※10を考察するに当たって、「将来の特定の事象」が、「当期の財務諸表」にどのような影響を与えるのか、という点を考慮し、第3節の(2)では、詳細については参照頂きたいが、〈1〉：前段落で示した※18の内容を踏まえた上で、1.：※18に見られる「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）が発生しないと、2.：「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象（※19）は発生しないことを指摘する。そして、第3節の(2)では、詳細については参照頂きたいが、〈2〉：

【1】：[1]：上記の〈1〉の $\boxed{1}$.で言及した※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）において想定されている「615百万円の資本準備金」から、以下の資本準備金、即ち、[2]：河合楽器の『有価証券報告書』（2006年版）の31頁に示されている、「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】」（[事例3-1]）の中の「平成17年4月1日」に付されている(注)3に見られる「連結子会社株式会社カワイコスモスの吸収合併による増加」によって、[事例3-1]に示されているところの、「平成17年4月1日」についての「資本準備金増減額」である「83（百万円）」が考慮された「平成17年4月1日時点で増加した83百万円の資本準備金」を控除した532百万円、即ち、上記の[1]、[2]で述べたことを踏まえて計算される、 $615 - 83 = 532$ （百万円）という金額を考慮した上で、上記の※14において想定されている「615百万円の資本準備金」のうちの、少なくとも「532百万円の資本準備金」は、河合楽器の「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」の末日の資本準備金、即ち、「平成17年3月31日時点の資本準備金」の金額である1,000百万円から控除されていることを踏まえて、次の「影響」を示す。それは、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）によって生じるところの、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金が、「平成17年6月29日」時点で少なくとも532百万円減少する、という形の影響」（※20）である。また、第3節の(2)では、詳細については参照頂きたいが、【2】：上記の〈1〉の $\boxed{2}$.で言及した※19、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象との関係で、次の「影響」を示す。それは、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という形の影響」（※21）である。

そして、第3節の(2)では、詳細については参照頂きたいが、「将来の特定の事象」が、「当期の財務諸表」にどのような影響を与えるのか、という点を考

慮し、①：前段落で言及した※14と※20、及び②：前段落で言及した※19と※21を踏まえた上で、先に示した※16を考察する。そして、最後の第4節では、先に提示した※10についての本稿の結論を示し、本稿の貢献、今後の課題を示す。

2. 河合楽器の事例の分析—河合楽器にとっての、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」と、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象

前節で提示した※10を考察するに当たって、まず、河合楽器の2005年個別財務諸表の注記（継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況）を見てみよう（[事例2-1]）。この[事例2-1]においては、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（第1節で示した※11）（傍線筆者）が示されているが、この※11については、次のことがわかる。それは、※11においては、「財務諸表における利益剰余金」が、「マイナス」である状況（※22）が想定されている、ということである。

[事例2-1] —河合楽器の2005年個別財務諸表の注記

「当社は、当事業年度においても、利益剰余金がマイナス615百万円となっており、前期から引き続き、資本の欠損の状態となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

当社は、平成16年3月30日に新中期経営計画を発表し、この新中期経営計画の実行により、成長に向けた経営基盤の構築を目指し、当該状況を解消すべく全社を挙げて邁進しており、ほぼ計画通りの進捗を果たしている。また、資本の充実のために平成16年7月30日に三菱信託銀行株式会社を割当先とする第1種優先株式の発行を行っている。さらに、平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を反映していない。」（傍線筆者）

他方、この※22については、次の問題が生じる。それは、※22、即ち、「財務諸表における利益剰余金」が、「マイナス」である状況（傍線筆者）において想定されている、「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」の金額は、いくらであるのか、という問題である。この問題に関して、まず、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（※11）（傍線筆者）が、[事例2-1]、即ち、河合楽器の2005年個別財務諸表の注記である「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に示されていることを踏まえると、[事例2-1]に示されている※11において想定されている、「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」については、次のことがわかる。それは、上記の「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」は、河合楽器の「当事業年度」、即ち、上記の「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に示されている、「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」についての個別財務諸表に反映されている、ということである。

このことを踏まえて、[事例2-1]に示されている※11において想定されている、「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」について、河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）を調べると、次のことがわかる。それは、〈1〉：河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）の76頁～78頁に示されている、同社の「当事業年度（平成17年3月31日）」についての個別貸借対照表（河合楽器の2005年個別貸借対照表）の、平成17年3月31日時点の「（資本の部）」の「Ⅲ利益剰余金」の「利益剰余金合計」においては、「△615,538（千円）」⁶⁾という金額が記載されている、ということである。そして、〈2〉：[事例2-1]に示されている※11において想定されている、「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」は、上記の〈1〉で述べた意味で、(1)：河合楽器の「当事業

6) 河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）の79頁～80頁に示されている、同社の「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」についての、2005年個別損益計算書の「当期末処理損失」においては、「615,538（千円）」という金額が記載されている。

年度（平成17年3月31日）」についての個別貸借対照表（河合楽器の2005年個別貸借対照表）の、平成17年3月31日時点の「（資本の部）」の「Ⅲ 利益剰余金」の「利益剰余金合計」において、「△615,538（千円）」という金額が記載されていることが考慮されている、と推察される、(2)：河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）の83頁に示されているところの、同社の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（〔事例2-2〕）の「Ⅰ 当期末処理損失」において、「615,538（千円）」という金額が記載されている、平成17年3月31日時点の「当期末処理損失」を指している、と理解することができる。

〔事例2-2〕—河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（単位：千円）

「Ⅰ 当期末処理損失	615,538
Ⅱ 損失処理額	
1 別途積立金取崩額	
2 固定資産圧縮記帳積立金取崩額	
3 利益準備金取崩額	
4 資本準備金取崩額	615,538
合計	—
Ⅲ 次期繰越利益	—（傍線筆者）

そうすると、2つ前の段落で示したところの、※22、即ち、「〔財務諸表における利益剰余金〕が、「マイナス」である状況」（傍線筆者）において想定されている、「マイナスである〔財務諸表における利益剰余金〕」の金額は、いくらであるのか、という問題については、次のことが言える。それは、前段落で述べたことを考慮すると、※22において想定されている「マイナスである〔財務諸表における利益剰余金〕」の金額は、〔事例2-2〕に見られる、平成17年3月31日時点の「当期末処理損失」の金額の「615,538（千円）」になる、ということである。このことを踏まえると、3つ前の段落で述べたことを考慮した上で

の、[事例2-1]に示されている※11において想定されている※22に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額は、平成17年3月31日時点の「△615,538（千円）」になることがわかる。

そうであれば、[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）については、次のことが言える。それは、前段落で述べた意味で、※22に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額が、平成17年3月31日時点の「△615,538（千円）」になることと同様に、[事例2-1]に示されている※11に見られる「財務諸表における利益剰余金」も、平成17年3月31日時点の「△615,538（千円）」になる、ということである。

一方、(1)：前段落で述べた意味で、[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額が、平成17年3月31日時点の「△615,538（千円）」になることと、(2)：[事例2-1]に示されている、「当社は、当事業年度においても、利益剰余金がマイナス615百万円となっており」という記述に見られる「利益剰余金」は、「マイナス615百万円」であることを考慮した上で、また、(3)：[事例2-1]に示されている「利益剰余金が…百万円となっており」という記述（傍線筆者）において、金額は「百万円」単位で表されていることを考慮した上で、上記の※11に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額である、平成17年3月31日時点の「△615,538（千円）」に注目し、「615,538（千円）」の十万円以下の金額を切り捨てた金額である「615,000（千円）（=615（百万円）」を用いて、改めて「[事例2-1]に示されている※11に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額」を、平成17年3月31日時点の「△615,000（千円）（=△615（百万円）」と捉えた場合には、「[事例2-1]に示されている※11に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額が、平成17年3月31日時点の「△615,000（千円）（=△615（百万円）」になること」に関して、次のことが言える。それは、[事例2-1]に示されている※11において想定されてい

る※22, 即ち, 「財務諸表における利益剰余金」が, 「マイナス」である状況(傍線筆者)は, 上で述べたことを踏まえて, 「事例2-1」に示されている※11に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額を, 平成17年3月31日時点の「△615,000(千円)(=△615(百万円))」と捉えると, 「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が, マイナス615百万円である状況」(第1節で示した※12)と書き換えることができる, ということである。

他方, 「事例2-1」とは異なる情報である, 河合楽器の『有価証券報告書』(2005年版)の31頁の, 「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数, 資本金等の推移】」に付されている(注)3においては, 「平成17年6月29日開催の定時株主総会において, 資本準備金を615百万円減少し欠損填補することを決議している。」という記述(第1節で示した※13)(傍線筆者)が示されているが, この※13からは, 次の事象を捉えることができる。それは, 「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが, 平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象(第1節で示した※14)(傍線筆者)である。

この※14については, 次のことがわかる。それは, ※14は, ①:河合楽器の「当事業年度」, 即ち, 河合楽器の2005年個別財務諸表の注記である「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」(「事例2-1」)に, 事業年度として示されている「当事業年度(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)」には発生しておらず, ②:「平成17年6月29日」という, 河合楽器の「当事業年度」の翌年度, 即ち, 「翌事業年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)」⁷⁾に発生している, ということである。

ここで, [1]:前段落で示した※14が, 河合楽器の「翌事業年度」, 即ち, 前段落の②で言及した「翌事業年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)」に発生していることを踏まえた上で, そして, [2]:以下に示す「財務諸表等規則」

7) 本文で示した「翌事業年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)」は, 河合楽器の『有価証券報告書』(2006年版)の86頁に示されている, 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」において, 「当事業年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)」, と示されている記述を踏まえた記述である。

(2004年12月28日改正)の第8条の4(〔制度2-1〕)⁸⁾に示されている、「貸借対照表日後、当該会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生した」という記述(第1節で示した※15)(傍線筆者)において想定されている、「貸借対照表日後に発生した事象」(傍線筆者)を考慮して、〔制度2-1〕に示されている※15において想定されている、「貸借対照表日後に発生したところの、会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象」を、「後発事象」と捉えると、前段落で示した※14に関しては、上記の※15において想定されている、「貸借対照表日後に発生したところの、会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象」、という意味の「後発事象」との関係で、次の問題が生じる。それは、(1):「河合楽器の2005年個別財務諸表」を考慮して、一般的に「当期の財務諸表」を想定し、また、(2):「河合楽器の2006年個別財務諸表」を考慮して、一般的に「将来の財務諸表」を想定し、そして、(3):前段落で示した※14、即ち、「資本準備金

8) 本文で示した〔制度2-1〕との関係で、「〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則〕の取扱いに関する留意事項について」(2004年5月31日改正)の8の4の内容を示す。

「規則第八条の四に規定する重要な後発事象とは、例えば次に掲げるものをいう。

- 1 火災、出水等による重大な損害の発生
- 2 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
- 3 会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受
- 4 重要な係争事件の発生又は解決
- 5 主要な取引先の倒産
- 6 株式併合及び株式分割

また、(1):「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2004年12月28日改正)の第14条の2では、次のように記されており(①)、(2):「〔連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則〕の取扱いに関する留意事項について」(2004年1月31日改正)の14の2では、次のように記されている(②)。

①:「連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。」

②:「財務諸表等規則ガイドライン八の四の取扱いは、規則第十四条の二に規定する重要な後発事象の注記について準用する。」

を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）が、前段落で言及した、河合楽器の「当事業年度」ではなく、「翌事業年度」の「平成17年6月29日」に発生したことを踏まえて、「将来の特定の事象」を想定する場合に、[事例2-1]の内容を示した河合楽器にとって、「将来の特定の事象」としての※14は、その発生時点を考慮すると、[制度2-1]に示されている※15において想定されている「後発事象」に該当するのか、という問題（第1節で示した※16）である。

[制度2-1] 一財務諸表等規則、第8条の4

「貸借対照表日後、当該会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。」（傍線筆者）

3. 「将来の特定の事象」と「当期の財務諸表の本体に反映される影響」の関係

(1) 平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」の「解消」の意味

前段落で示した※16を考察するに当たって、まず、※16で言及されている※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）との関係で、河合楽器の『有価証券報告書』（2006年版）の31頁に示されている、「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】」（[事例3-1]。[事例3-1]に付されている傍線は、筆者によるものである。）を見てみよう。そうすると、①：上記の※14に、「平成17年6月29日」という記述が見られることを考慮した上で、[事例3-1]の中の「平成17年6月29日」に注目すると、[事例3-1]において想定されている、「平成17年6月29日についての資本準備金増減額」は、「△615（百万円）」であることがわかる。また、②：

[事例3-1]に付されている「(注)1から(注)4」([事例3-2])に関して、[事例3-1]についての説明がなされている、と理解できる(注)1から(注)4のうち、[事例3-1]の中の「平成17年6月29日」に付されているところの、[事例3-2]の(注)4においては、「欠損填補による取崩である」という記述が示されていることがわかる。

[事例3-1] 一河合楽器の「1【株式等の状況】」の「(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】」

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	…	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成16年6月29日 (注)1	—	…	—	3,600	△236	—
平成16年7月30日 (注)2	優先株式 4,000		1,000	4,600	1,000	<u>1,000</u>
平成17年4月1日 (注)3	—		—	4,600	<u>83</u>	<u>1,083</u>
平成17年6月29日 (注)4	—		—	4,600	<u>△615</u>	468
…						

〔事例3-2〕 — 〔事例3-1〕 に付されている「(注)1から(注)4」

- 「(注)1. 欠損填補による取崩である。
 2. 第三者割当の方式による優先株式発行増資である。
 3. 連結子会社株式会社カワイコスモスの吸収合併による増加である。
 4. 欠損填補による取崩である。」(傍線筆者)

ここで、前段落の①で言及した「平成17年6月29日についての資本準備金増減額」が「△615(百万円)」であることを考慮すると、河合楽器の「当事業年度」の翌年度、即ち、「翌事業年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)」の「平成17年6月29日」時点で、河合楽器の「資本準備金」は、615(百万円)減少していることがわかるが、1.：「平成17年6月29日時点で、河合楽器の「資本準備金」が615(百万円)減少していること」、及び2.：前段落の②で述べたように、〔事例3-2〕の(注)4においては、「欠損填補による取崩である」という記述が示されていることを踏まえると、次のことが言える。それは、〔事例3-1〕の中の「平成17年6月29日」に付されているところの、〔事例3-2〕の(注)4に注目すると、上記の1.で示した「平成17年6月29日時点で、河合楽器の「資本準備金」が615(百万円)減少していること」の理由として、「平成17年6月29日時点の欠損填補による取崩」を挙げることができる、ということである。

そうであれば、前段落で述べたことを踏まえると、前節の最初から3つ目の段落の〈2〉の(2)で言及した、河合楽器の『有価証券報告書』(2005年版)の83頁に示されているところの、同社の「当事業年度(平成17年6月29日)」についての「損失処理計算書」(2005年損失処理計算書)(〔事例2-2〕)の「Ⅱ損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「資本準備金取崩額」については、次のことが言える。それは、〔事例2-2〕の「Ⅱ損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている「資本準備金取崩額」が、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした「資本準備金取崩額」であるかどうかは、〔事例2-2〕だけを見てもわからないが、前段落で述べた意味で、〔事例3-1〕の中の「平成17年6月29日」に付されているところの、〔事例3-2〕の(注)4

に注目し、「平成17年6月29日時点で、河合楽器の「資本準備金」が615（百万円）減少していること」の理由として、「平成17年6月29日時点の欠損填補による取崩」を挙げることができることを考慮すると、前節で示した〔事例2-2〕の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている、「615,538（千円）の資本準備金取崩額」は、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額を表している、と解釈することができる、ということである。

次に、前節の最初から3つ目の段落の〈2〉で述べた意味で、〔事例2-1〕に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）において想定されている、「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」が、〔事例2-2〕の「Ⅰ 当期末処理損失」において、「615,538（千円）」という金額が記載されている、平成17年3月31日時点の「当期末処理損失」を指している、と理解できることを踏まえると、次のことが言える。それは、①：〔事例2-2〕の「Ⅲ 次期繰越利益」に金額が記載されていないこと、即ち、〔事例2-2〕の「次期繰越利益」の金額が0（ゼロ）であることを考慮すると、前段落で述べた意味の、〔事例2-2〕の「Ⅱ 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できるところの、「615,538（千円）の資本準備金取崩額」によって、②：〔事例2-2〕の「Ⅰ 当期末処理損失」において、平成17年3月31日時点の「当期末処理損失」として「615,538（千円）」という金額が記載されている、と理解できる、〔事例2-1〕に示されている※11において想定されている「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」は、「平成17年6月29日」時点で、0（ゼロ）になっている、ということである。

他方、前節の最後から4つ目の段落で述べた意味で、〔事例2-1〕に示されている※11において想定されている※22、即ち、「「財務諸表における利益剰余金」が、「マイナス」である状況」（傍線筆者）は、「〔事例2-1〕に示されている※11に見られる「財務諸表における利益剰余金」の金額」を、平成17年3

月31日時点の「△615,000（千円）（＝△615（百万円）」と捉えると、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」（※12）と書き換えることができるが、この※12に関しては、次のことがわかる。それは、[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）においては、(1)：「「財務諸表における利益剰余金」が、「マイナス」である状況」（※22）を想定することができるだけでなく、(2)：上記の※12、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」を想定することもできる、ということである。

そうであれば、次のことが言える。それは、【1】：〈1〉：2つ前の段落で述べた意味の、[事例2-1]に示されている※11において想定されている「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」を0（ゼロ）にするところの、[事例2-2]の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615,538（千円）の資本準備金取崩額」によって、〈2〉：前段落で言及したところの、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」（※12）において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」は、615,000<615,538より、「平成17年6月29日」時点で0（ゼロ）になる、ということである。

他方、【2】：前段落で述べた意味で、※12、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、0（ゼロ）になることとの関係で、[事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）において想定されている、「欠損の填補に充てられる資本準備金」の金額は、いくらであるのか、という問題が生じるが、

この問題については、次のことが言える。それは、[事例2-1]に示されている※11において想定されている、「欠損の填補に充てられる資本準備金」の金額は、①：前節の最後から3つ目の段落で言及した※13、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を615百万円減少し欠損填補することを決議している。」という記述（傍線筆者）において考慮されている「615（百万円）」、あるいは、②：[事例3-1]に示されている、「平成17年6月29日」についての「資本準備金増減額」である「△615（百万円）」から示唆を得た、「615（百万円）」になる、ということである。そうであれば、[事例2-1]に示されている※11において想定されている、「欠損の填補に充てられる資本準備金」の金額が、上記の①、②で述べたことを踏まえて、「615（百万円）」になることを考慮すると、次のことがわかる。それは、3つ前の段落で述べた意味の、[事例2-1]に示されている※11において想定されている「マイナスである「財務諸表における利益剰余金」を0（ゼロ）にするところの、[事例2-2]の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615,538（千円）の資本準備金取崩額」（傍線筆者）は、[事例2-1]においては、「615,538（千円）」の十万円以下の金額を切り捨てた金額である「615,000（千円）（=615（百万円）」を用いて、[事例2-1]に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」（第1節で示した※17）になる、ということである。そうすると、前段落の【1】の〈1〉で言及したところの、「平成17年6月29日時点の欠損填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615,538（千円）の資本準備金取崩額」を、上記の※17に置き換えた上で、前段落の【1】の議論に※17を用いると、前段落の【1】の議論は、(1)：[事例2-1]に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」（※17）と、(2)：「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰

余金」の関係，即ち，※17と，先に示した「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が，マイナス615百万円である状況」（※12）（傍線筆者）において考慮されている，「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」」の関係に注目すると，〈1〉：[事例2-1]に示されている※11において想定することができる，「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額，と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」（※17）によって，〈2〉：「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が，マイナス615百万円である状況」（※12）において考慮されている，「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」」は，「平成17年6月29日」時点で0（ゼロ）になる，という趣旨の議論になることがわかる。

ここで，【3】：[1]：[事例2-1]に示されている※11，即ち，「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て，財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者），及び[事例2-1]全体においては，前節の最後から3つ目の段落で言及した※13，即ち，「平成17年6月29日開催の定時株主総会において，資本準備金を615百万円減少し欠損填補することを決議している。」という記述（傍線筆者）に見られる「決議」，即ち，上の※13において想定されているところの，「平成17年6月29日開催の定時株主総会の決議」と解釈できる記述は示されていないが，[2]：(1)：[事例2-1]に示されている※11，即ち，「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て，財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）において想定されている，「資本準備金を欠損の填補に充てること」は，(2)：上記の※11に「平成17年6月29日開催の定時株主総会」という記述が見られることを踏まえて，前節の最後から3つ目の段落で言及したところの，上記の※13から捉えることができる※14，即ち，「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが，平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）によって生じた事象である，という解釈に基づくと，[1]：前段落の【2】で言及した，[事

例2-1] に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」（※17）と、2.: 上の [2] の(1), (2)で述べたことから想定することができる、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）（傍線筆者）によって生じた、「資本準備金を欠損の填補に充てること」については、次のことが言える。それは、河合楽器にとって、〈1〉:「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）によって生じた、「資本準備金を欠損の填補に充てること」によって、〈2〉: [事例2-1] に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」（※17）が発生した、と理解することができる、ということである。

そうすると、【4】: 以上の【1】、【2】、【3】のそれぞれを付した段落で述べたことを踏まえると、[事例2-1] に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述（傍線筆者）に見られる「解消」については、次のことが言える。それは、[事例2-1] に示されている※11に見られる「解消」は、「①:「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）によって生じた、「資本準備金を欠損の填補に充てること」によって、[事例2-1] に示されている※11において想定することができる、「平成17年6月29日時点の欠損の填補」を理由とした資本準備金取崩額、と解釈できる「615（百万円）の資本準備金取崩額」（※17）が発生したことによって、②:「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」（※12）において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という意味で「なくなること」（第1節で示

した※18) (傍線筆者) を指している、と解釈できるということである⁹⁾。

(2) 財務諸表の本体に反映されるところの、「財務諸表等規則」において想定されている後発事象ではない、「将来の特定の事象」の影響

ここで、前段落で示した※18の内容を踏まえると、次のことがわかる。それは、1.：※18に見られる「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象(※14)が発生しないと、2.：「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0(ゼロ)になる」という事象(第1節で示した※19)は発生しない、ということである。

一方、前段落の1.で言及されている※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象(傍線筆者)においては、「平成17年6月29日時点で資本準備金が615百万円減少すること」が想定されているが、この「平成17年6月29日時点で資本準備金が615百万円減少すること」(傍線筆者)に見られる「資本準備金」に関して、先に示した[事例3-1]を見ると、まず、次のことがわかる。それは、「平成16年7月30日」時点の資本準備金は「1,000(百万円)」であり、[事例3-1]の中の「平成17年4月1日」に付されている(注)3に見られる「連結子会社株式会社カワイコスモスの吸収合併による増加」によって、[事例3-1]に見られる「平成17年4月1日時点の83百万円の資本準備金の増加」が生じた、と推察されることから、「平成17年4月1日」時点の資本準備金は、「1,083(百万円)」になっ

9) [事例2-1]に示されている※11、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において資本準備金を欠損の填補に充て、財務諸表における利益剰余金のマイナスは解消している」という記述(傍線筆者)に見られる「解消」とは別に、[事例2-1]の内容を理解するに当たって、[事例2-1]に示されている、「当社は、平成16年3月30日に新中期経営計画を発表し、この新中期経営計画の実行により、成長に向けた経営基盤の構築を目指し、当該状況を解消すべく全社を挙げて邁進しており」という記述(傍線筆者)に見られる「解消」は、どのような内容を指しているのか、という問題があるが、紙幅の都合により、本稿ではこの問題を考察しない。

ている、ということである。このことを考慮すると、次のことが言える。それは、河合楽器の「当事業年度」、即ち、前節の最後から2つ目の段落の①で言及した「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」の「平成16年7月30日」から、河合楽器の「翌事業年度」、即ち、前節の最後から2つ目の段落の②で言及した「翌事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」の「平成17年4月1日」までの間に、同社の「資本準備金」の金額に変化がないことを踏まえると、[事例3-1]には、河合楽器の「平成17年3月31日時点の資本準備金」の金額が明確に示されているわけではないが、[事例3-1]に、同社の「平成17年3月31日時点の資本準備金」の金額が示されたとすれば、その「平成17年3月31日時点の資本準備金」の金額は、「1,000（百万円）」になる、ということである¹⁰⁾。

他方、2つ前の段落の①で言及した※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）において想定されている「615百万円の資本準備金」が、[1]：前段落で言及した「平成17年3月31日時点の資本準備金」の金額である1,000（百万円）から控除される、と解釈しても、[2]：前段落で言及した「平成17年3月31日時点の資本準備金」の金額である1,000（百万円）に、前段落で言及した「平成17年4月1日時点の83（百万円）の資本準備金の増加」（傍線筆者）において考慮されている「83百万円の資本準備金」を加えた、「平成17年4月1日時点の資本準備金」の金額である、 $1,000+83=1,083$ （百万円）（[事例3-1]を参照）から控除される、と解釈しても、上の[1]、[2]で述べたことを踏まえた上で、 $615-83=532$ （百万円）という金額を考慮すると、次のことがわかる。それは、上記の※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）において想定されている「615百万円の資本準備金」のう

10) 河合楽器の『有価証券報告書』（2005年版）の76頁～78頁に示されている、同社の「当事業年度（平成17年3月31日）」についての個別貸借対照表（河合楽器の2005年個別貸借対照表）の、平成17年3月31日時点の「(資本の部)」の「Ⅱ 資本剰余金」の「1 資本準備金」においては、「1,000,000（千円）」という金額が記載されている。

ちの、少なくとも「532百万円の資本準備金」は、河合楽器の、前段落で言及した「翌事業年度」ではなく、前段落で言及した「当事業年度（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）」の末日の資本準備金、即ち、「平成17年3月31日時点の資本準備金」の金額である1,000百万円から控除されている、ということである。

そうすると、【1】：前段落で言及した※14に関しては、次のことが言える。それは、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）（傍線筆者）において想定されている「615百万円の資本準備金」のうちの、少なくとも「532百万円の資本準備金」は、前段落で言及した「平成17年3月31日時点の資本準備金」の金額である1,000百万円から控除されていることに注目すると、「615百万円の資本準備金」の減少を想定することができる※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象によって、「平成17年6月29日」に、「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金が、少なくとも532百万円減少する」という事象が生じる、と理解することができるということである¹¹⁾。

11) 本稿の以降の議論においては、紙幅の都合により、次の問題、即ち、(1)：「河合楽器の2005年個別財務諸表」を考慮して、一般的に「当期の財務諸表」を想定し、また、(2)：「河合楽器の2006年個別財務諸表」を考慮して、一般的に「将来の財務諸表」を想定した上で、本文で言及した※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）が「平成17年6月29日」に発生したことを考慮して、「将来の特定の事象」を想定する場合に、そのような「将来の特定の事象」が、前節で示した[制度2-1]において想定されている、「翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象」であるかどうか、という問題については、考察しない。本稿の以降の議論においては、第1節で提示した問題である※10を考察するに当たって、①：「将来の特定の事象」が、[制度2-1]において想定されている「翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象」であるとして、その「将来の特定の事象」が、上記の(2)で言及した「将来の財務諸表」に影響を与えるのか、それとも、②：問題になっている事象が、「将来の特定の事象」であっても、その「将来の特定の事象」は、[制度2-1]において想定されている「翌事業年度」以前の年度としての「当事業年度」についての財務諸表、即ち、上記の(1)で言及した「当期の財務諸表」に影響を与えるのか、という観点からの議論が行われる。

ここで、【2】：①：先に示した〔事例3-1〕の中の「平成17年4月1日」に付されている（注）3に見られる「連結子会社株式会社カワイコスモスの吸収合併による増加」によって生じた、と推察されるところの、〔事例3-1〕に示されている、「平成17年4月1日」についての「資本準備金増減額」である「83（百万円）」が考慮された、「平成17年4月1日時点で増加した83百万円の資本準備金」は、(1)：河合楽器の「翌事業年度」についての財務諸表（河合楽器の2006年個別財務諸表）に反映される、という意味で、その財務諸表には影響を与え¹²⁾、(2)：河合楽器の「当事業年度」についての財務諸表（河合楽器の2005年個別財務諸表）には反映されない、という意味で、その財務諸表には影響を与えない。他方、②：前段落で言及したところの、※14によって生じると理解することができる、「平成17年6月29日」に、「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金が、少なくとも532百万円減少する」という事象が、河合楽器の財務諸表に影響を与える、とした場合のその影響は、次の影響、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）によって生じるところの、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資

12) 本文で述べたことを踏まえると、「〔事例3-1〕の中の「平成17年4月1日」に付されている（注）3に見られる「連結子会社株式会社カワイコスモスの吸収合併による増加」によって生じた、と推察されるところの、「〔事例3-1〕に示されている、「平成17年4月1日」についての「資本準備金増減額」である「83（百万円）」が考慮された、「平成17年4月1日時点の83百万円の資本準備金の増加」(☆)は、〔事例3-1〕の内容を考慮すると、河合楽器の「当事業年度」についての財務諸表である「2005年個別財務諸表」ではなく、河合楽器の「翌事業年度」についての財務諸表である「2006年個別財務諸表」に、その影響が反映されるところの事象、と理解することができる。そうであれば、(1)：〔制度2-1〕に見られる「当該会社」として「河合楽器」を想定し、また、(2)：〔制度2-1〕に見られる「貸借対照表日」として、河合楽器の「当事業年度」の末日、即ち、「平成17年3月31日」を想定し、そして、(3)：〔制度2-1〕に見られる「翌事業年度」として、河合楽器の「翌事業年度」を想定し、さらに、(4)：上記の☆が、河合楽器の「翌事業年度」以降の「財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす」場合には、上記の☆は、前節の最後の段落で言及したところの、〔制度2-1〕に示されている※15において想定されている「後発事象」に該当する、ということになる。

本準備金が、「平成17年6月29日」時点で少なくとも532百万円減少する、という形の影響」（第1節で示した※20）、と記述することができるが、この※20については、次のことがわかる。それは、※20は、「平成17年6月29日」時点で、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（〔事例2-2〕）の「II 損失処理額」の「4 資本準備金取崩額」に表されている、「615,538（千円）の資本準備金取崩額」の中に、「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金のうちの、少なくとも532百万円の資本準備金が減少していることを表す、532百万円の資本準備金の減少額」として含まれている、という意味で、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」に反映されている、ということである。

次に、【1】：本節の(2)の最初の段落では、本節の(1)の最後の段落で示した※18の内容との関係で、※14と、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象（※19）に言及したが、この※19については、まず、次のことが言える。それは、上記の※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）において想定されている「615百万円の資本準備金」が、①：本節の(2)の最初から2つ目の段落で言及した「平成17年3月31日時点の資本準備金」の金額である1,000（百万円）から控除される、と解釈しても、②：本節の(2)の最初から2つ目の段落で言及した「平成17年3月31日時点の資本準備金」の金額である1,000（百万円）に、その段落で言及した「平成17年4月1日時点の83（百万円）の資本準備金の増加」（傍線筆者）において考慮されている「83百万円の資本準備金」を加えた、「平成17年4月1日時点の資本準備金」の金額である、 $1,000 + 83 = 1,083$ （百万円）（〔事例3-1〕を参照）から控除される、と解釈しても、上記の※19、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象は発生する、ということである。

他方、【2】：前段落で言及した※19、即ち、「平成17年3月31日時点の「財

務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象（傍線筆者）が、河合楽器の財務諸表に影響を与える、とした場合のその影響は、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という形の影響」（第1節で示した※21）、と記述することができるが、この※21については、次のことがわかる。それは、※21は、「平成17年6月29日」時点で、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（[事例2-2]）の「Ⅲ 次期繰越利益」に金額が記載されていないこと、即ち、[事例2-2]の「次期繰越利益」の金額が0（ゼロ）になっている、という意味で、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」に反映されている、ということである。

ここで、〈1〉：【2】が付された段落の②で言及した※14、及び※20、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）によって生じるところの、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金が、「平成17年6月29日」時点で少なくとも532百万円減少する、という形の影響」に関しては、次のことがわかる。それは、※14が河合楽器の「翌事業年度」の「平成17年6月29日」に発生していても、※14によって生じる影響である※20は、【2】が付された段落の②で述べた意味で、「平成17年6月29日」時点で河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（[事例2-2]）に反映されていることを踏まえると、※14は、(1)：「河合楽器の2005年個別財務諸表」を考慮して、一般的に「当期の財務諸表」を想定し、また、(2)：「河合楽器の2006年個別財務諸表」を考慮して、一般的に「将来の財務諸表」を想定する場合に、「当期の財務諸表の注記」ではなく、「当期の財務諸表の本体」に影響を与えている、ということであり、※20は、「平成17年6月29日」時点で、「当期の財務諸表の注記」ではない、「当期の財務諸表の本体」としての、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（[事例2-2]）に反

映されている、ということである。

他方、〈2〉：【2】が付された段落で言及した※19、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象、及び※21、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という形の影響」に関しては、次のことがわかる。それは、※19が河合楽器の「翌事業年度」の「平成17年6月29日」に発生している、※21が、【2】が付された段落で述べた意味で、「平成17年6月29日」時点で河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）〔事例2-2〕に反映されていることを踏まえた上で、前段落の(1)、(2)で述べたことを考慮すると、※19は、「当期の財務諸表の注記」ではなく、「当期の財務諸表の本体」に影響を与えている、ということであり、※21は、「平成17年6月29日」時点で、「当期の財務諸表の注記」ではない、「当期の財務諸表の本体」としての、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（〔事例2-2〕）に反映されている、ということである。

ここで、前節の最後の段落で示した※16、即ち、〔事例2-1〕の内容を示した河合楽器にとって、「将来の特定の事象」としての※14は、その発生時点を考慮すると、〔制度2-1〕に示されている※15において想定されている「後発事象」に該当するのか、という問題を考察するに当たって、(1)：〔制度2-1〕に見られる「当該会社」として「河合楽器」を想定し、また、(2)：〔制度2-1〕に見られる「貸借対照表日」として、河合楽器の「当事業年度」の末日、即ち、「平成17年3月31日」を想定し、そして、(3)：〔制度2-1〕に見られる「翌事業年度」として、河合楽器の「翌事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」を想定した上で、《1》：まず、〔1〕：【2】が付された段落の②で言及した※20、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）によって生じるところの、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成

17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金が、「平成17年6月29日」時点で少なくとも532百万円減少する、という形の影響」（傍線筆者）においては、そこに見られる※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）について、※20の内容を考慮して、「欠損填補のための615百万円の資本準備金の減少」ではなく、「欠損填補のための、「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金のうちの、少なくとも532百万円の資本準備金の減少」を想定することができることを踏まえると、また、[2]：2つ前の〈1〉を付した段落で述べた意味で、(1)：※14は、「当期の財務諸表の注記」ではなく、「当期の財務諸表の本体」に影響を与えており、(2)：※20は、「平成17年6月29日」時点で、「当期の財務諸表の注記」ではない、「当期の財務諸表の本体」としての、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）（[事例2-2]）に反映されていることを考慮すると、次のことが言える。それは、①：※14について、上の[1]で述べたことを踏まえた上での、「欠損填補のための、「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金のうちの、少なくとも532百万円の資本準備金の減少」を想定することができる※14」（※23）は、河合楽器の「平成17年3月31日」時点の資本準備金の金額を変化させてはいるが、※23は、それが[制度2-1]に見られる「貸借対照表日」として想定した、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成17年3月31日」より後の「平成17年6月29日」に発生していても、また、[制度2-1]に見られる「翌事業年度」としての、河合楽器の「翌事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」を想定したとしても、[制度2-1]において想定されている、「翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象」には該当しないため、※23は、その発生時点を考慮しても、[制度2-1]に示されている※15において想定されている、「後発事象」には該当しない、ということである。このことを踏まえると、②：上記の※20は、「[制度2-1]に示されている※15において想定されている「後発事象」が、河合楽器の「当事業年度」についての財務諸表に与える影響」ではない、ということになる。

他方、《2》：2つ前の段落で言及した※19、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象、及び※21、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という形の影響」に注目すると、次のことが言える。それは、2つ前の〈2〉を付した段落で述べた意味で、(1)：※19は、「当期の財務諸表の注記」ではなく、「当期の財務諸表の本体」に影響を与えており、(2)：※21は、「平成17年6月29日」時点で、「当期の財務諸表の注記」ではない、「当期の財務諸表の本体」としての、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（2005年損失処理計算書）〔事例2-2〕）に反映されていることを考慮すると、①：※19は、河合楽器の「平成17年3月31日」時点の利益剰余金の金額を変化させてはいるが、※19は、それが〔制度2-1〕に見られる「貸借対照表日」として想定した、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成17年3月31日」より後の「平成17年6月29日」に発生していても、また、〔制度2-1〕に見られる「翌事業年度」として、河合楽器の「翌事業年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）」を想定したとしても、〔制度2-1〕において想定されている、「翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象」には該当しないため、※19は、その発生時点を考慮しても、〔制度2-1〕に示されている※15において想定されている「後発事象」には該当しない、ということである。このことを踏まえると、②：上記の※21は、「〔制度2-1〕に示されている※15において想定されている「後発事象」が、河合楽器の「当事業年度」についての財務諸表に与える影響」ではない、ということになる。

4. 本稿の結論、貢献、今後の課題

ここで、次の問題が生じる。それは、2つ前の段落の議論を踏まえた上での※20と、前段落の議論を踏まえた上での※21が、共に、「〔制度2-1〕に示さ

れている※15において想定されている「後発事象」が、河合楽器の「当事業年度」についての財務諸表に与える影響」ではないとすると、※20、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（※14）によって生じるところの、河合楽器の「当事業年度」の末日である「平成17年3月31日」時点の1,000百万円の資本準備金が、「平成17年6月29日」時点で少なくとも532百万円減少する、という形の影響」と、※21、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という形の影響」は、一般的には、どのように記述されることになるのか、という問題である。

この問題について、※20、※21と、第1節で示した※9、即ち、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表の注記以外の当期の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）の関係に注目すると、次のことが言える。それは、〈1〉：※20の内容と、※21の内容を踏まえると、(1)：※20、※21は、共に「河合楽器の「当事業年度」についての財務諸表（河合楽器の2005年個別財務諸表）の本体に示されている項目の金額の、期末日より後の変化を表す影響」、と理解することができるが、(2)：※20、※21は、共に河合楽器の「当事業年度」についての財務諸表（河合楽器の2005年個別財務諸表）の「誤り」を、「誤りがない状態にする」という意味の、「財務諸表の修正」という形の影響ではないことを考慮すると、また、〈2〉：上記の※9に見られる「当期の財務諸表の注記以外の当期の財務諸表」として、3つ前の《1》を付した段落、及び2つ前の《2》を付した段落で述べたことを踏まえた上で、「当期の財務諸表の本体」としての、河合楽器の「当事業年度（平成17年6月29日）」についての「損失処理計算書」（河合楽器の2005年損失処理計算書）（[事例2-2]）を想定し、そして、〈3〉：1.：※20については、「将来の特定の事象」として、※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会にお

いて決議された」という事象を想定し、2.：※21については、「将来の特定の事象」として、※19、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象を想定すると、※20、※21は、一般的に※9と記述することができる、ということである。

そうすると、本稿の第1節で提示した※10、即ち、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、「当期の財務諸表の注記」以外の当期の財務諸表に反映される影響」（※9）を、想定することはできるのか、という問題については、次のことが言える。それは、前段落で述べたことを踏まえて、一般的に※9と記述できるところの、※20、※21から、※9を想定することができる、ということである。このことが、本稿の結論である。

一方、[事例2-1]に示されている次の記述、即ち、「当社は、当事業年度においても、利益剰余金がマイナス615百万円となっており、前期から引き続き、資本の欠損の状態となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。」という記述（※24）（傍線筆者）に注目すると、この※24に見られる「当該状況」については、次のことがわかる。それは、※24の内容を踏まえると、(1)：※24においては、「前期から当事業年度まで、「引き続き、資本の欠損の状態」となっていて、「当事業年度」において、「利益剰余金がマイナス615百万円となって」いる状況」（※25）が想定されている、と解釈できるが、(2)：※24の文のつながりを考慮すると、この※24に見られる「当該状況」は、この※25を指している、と理解することができる、ということである。他方、(3)：上記の※24の内容を考慮すると、※24に見られる「当該状況」は、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している」状況を生み出す原因となる状況、と解釈することができるが、上記の(2)で述べたことより、※24に見られる「当該状況」が、上記の※25を指している、と理解できることを踏まえると、※25については、次のことが言える。それは、(4)：①：※24に見られ

る「当該状況」が指している、と理解できる※25、即ち、「前期から当事業年度まで、「引き続き、資本の欠損の状態」となっていて、「当事業年度」において、「利益剰余金がマイナス615百万円となって」いる状況」は、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している」状況を生み出す原因となる状況、と解釈することができ、②：「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している」状況を生み出す原因となる状況」を、一般的に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」と記述すると、上記の※25は、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」と記述することができる、ということである。

他方、[1]：前節の(1)の最後の段落で示したところの、[事例2-1]に示されている※11に見られる「解消」が指している、と解釈できる※18に見られる※12、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」（傍線筆者）と、[2]：前段落の(4)の②で言及したところの、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」と記述できる※25、即ち、「前期から当事業年度まで、「引き続き、資本の欠損の状態」となっていて、「当事業年度」において、「利益剰余金がマイナス615百万円となって」いる状況」（傍線筆者）の異同について、〈1〉：※12においても、※25においても、「利益剰余金がマイナス615百万円である状況」が想定されていることはわかるが、〈2〉：[事例2-1]に示されている「前期から引き続き、資本の欠損の状態となっていて」という、「前期」から「当事業年度」まで継続していること」がある旨を表す記述が、上記の※25には、「前期から当事業年度まで、「引き続き、資本の欠損の状態」となっていて」という形で反映されているが、上記の※12には反映されていないことがわかる。そうすると、1.：※25は、前段落の(4)の②で述べた意味で、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」と記述することができるが、2.：※12を※25と対比すると、※12においては、上の〈1〉で述べたことより、「利益剰余金がマイナス615百万円である状況」は想定されているが、上の〈2〉で述べたことを踏まえると、※12を「継続企業の前提が疑わしい」状況を生

み出す原因となる状況」と記述することはできず、※12は、※25と対比すると、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況のうちの、一部の状況」（※26）としか記述することができないことがわかる。

そして、前節の(1)の最後の段落で示したところの、[事例2-1]に示されている※11に見られる「解消」が指している、と解釈できる※18の内容を見ると、前段落で言及した※26としての※12において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」は、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という意味で「なくなる」ことがわかるが、※18において言及されている※12は、前段落で言及した※26としての※12、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」であることを踏まえると、上記の※18の内容より、前段落の1.で言及した※14、即ち、「資本準備金を615百万円減少し欠損填補することが、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された」という事象（傍線筆者）から示唆を得たところの、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を615百万円減少し欠損填補すること」（※27）については、次のことがわかる。それは、※27は、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係では、※27が[事例2-1]に示されている「新中期経営計画」の内容とどのような関係にあるのかを議論することなく、※18の内容と、※12、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表における利益剰余金」が、マイナス615百万円である状況」が、前段落で言及した※26としての※12であることを踏まえた上で、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」と捉えることができる、ということである。

次に、[1]:(1):本節で示した※20においては、※14が考慮されていること、及び(2):前段落で述べた意味で、※27、即ち、「平成17年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を615百万円減少し欠損填補すること」が、※14から示唆を得ていることを踏まえると、※20は、前段落で言及した「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」」、と捉えることができる※27との関係で問題になる影響、と理解することができる。また、[2]:※18に見られる

※12は、前段落で述べたことを踏まえると、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況のうちの、一部の状況（※26）としての※12であるが、他方で、本節で示した※21、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる、という形の影響」は、※18に見られる※12において考慮されている、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」について、※19、即ち、「平成17年3月31日時点の「財務諸表におけるマイナス615百万円の利益剰余金」が、平成17年6月29日時点で0（ゼロ）になる」という事象から想定することができる影響であるため、※21は、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で問題になる※19から想定することができる影響、と理解することができる。

そして、**1.**:①:前段落の[1]で述べたことを踏まえた上での、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」、と捉えることができる※27との関係で問題になる影響」（※28）、と理解することができる※20の内容を見ると、また、②:前段落の[2]で述べたことを踏まえた上での、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で問題になる※19から想定することができる影響」（※29）、と理解することができる※21の内容を見ると、※20、※21は、本節の最初から2つ目の段落の〈1〉の(1)で述べたように、共に「河合楽器の「当事業年度」についての財務諸表（河合楽器の2005年個別財務諸表）の本体に示されている項目の金額の、期末日より後の変化を表す影響」、と理解することができるが、このことを踏まえると、次のことがわかる。それは、**2.**:本節の最初から3つ目の段落で示した本稿の結論に従って、※20、※21から想定することができる※9は、「期末時点の当期の財務諸表の本体に示されている項目の金額の、期末日より後の変化を表す影響」、と特徴付けることができるが、**3.**:そのような「期末時点の当期の財務諸表の本体に示されている項目の金額の、期末日より後の変化を表す影響」、と特徴付けることができる※9として、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、その会社の経営者によって開示される項目として、上記の**1.**の①で

示した※28, と理解することができる※20と, 上記の①の②で示した※29, と理解することができる※21を挙げることができる, ということである。

しかし, 前段落で言及した「期末時点の当期の財務諸表の本体に示されている項目の金額の, 期末日より後の変化を表す影響」, と特徴付けることができる※9については, 次のことが指摘できる。それは, 研究上の議論において, (1): 前段落の①の①で示した※28, と理解することができる※20の内容, 及び(2): 前段落の①の②で示した※29, と理解することができる※21の内容を考慮して, ※20, ※21から想定することができる※9を, 河合楽器の経営者を含めた, その会社の経営者にとって「有利な事項」と捉えた上で, そのような「有利な事項」と対比される, その会社の経営者にとって「有利とは言えない事項」が, 「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」として, 「期末時点の当期の財務諸表の本体に示されている項目の金額の, 期末日より後の変化を表す影響」, と特徴付けることができる※9」(※30)に含まれる場合には, 次のことが言える。それは, その会社の経営者が, ※9が「任意で財務諸表の注記に示す事項」であることを理由に, 上記の※30を, 「当期の財務諸表の注記」に自発的には開示しない状況が, 起こり得るということである。

そうであれば, 次の問題が生じる。それは, ①: その会社には※9がないので, その会社の財務諸表の注記には※9が示されていないのか, それとも, ②: その会社に※9はあるが, ※9は, 「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」であるため, 財務諸表の注記に示されていないのか, その会社の利害関係者は, その財務諸表の注記を見ただけではわからない, という問題である。この問題を解決するためには, その会社の財務諸表を監査する監査人の対応として, 第1節の最初の段落で示したところの, 「財務諸表が, 経営計画等が達成可能という前提のもと, 継続企業を前提として作成されて」いる旨(※1)(傍線筆者)の記述に見られる「経営計画等」を一般的に記述した, 「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」を用いて, 「財務諸表が, 「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が達成可能という前提のもと, 継続企業を前提として作成されて」いる旨の記述(傍線筆者)に見

られる、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」との関係で、その監査人によって、そのような「経営上の対応」が達成されていないことによって、「その会社には※9がない（生じていない）ので、その会社の財務諸表の注記には※9が示されていないこと」が、監査によって確かめられた場合には、そのことをその会社の利害関係者に伝えるために、その会社の経営者にとって「有利とは言えない事項」である※30、即ち、「期末時点の当期の財務諸表の本体に示されている項目の金額の、期末日より後の変化を表す影響」と特徴付けることができる※9」はない旨の記述を、その監査人は、監査報告書上で示す必要がある。本稿の貢献は、そのような、監査人が監査報告書上で示す必要があるところの、「その会社の経営者にとって「有利とは言えない事項」である※30はない旨の記述」に、研究上の議論の焦点を当てることを促すような、※9を想定することを可能にする※20、※21を示したことである。

他方、第1節で示した「事例1-1」上の「追記情報」の中の、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」(傍線筆者)という記述に見られる、「継続企業の前提に関する注記」に記載されていると推察される、「営業損失」、「経常損失」、「当期純損失」、そして「マイナス」の「営業キャッシュ・フロー」を考慮すると、一般的には、「特定の時点」までに発生している事象」を想定することができる¹³⁾。このような、「特定の時点」までに発生している事象」を考慮した場合に、本稿の議論はどのような影響を受けるのか、という問題は、紙幅の都合より、本稿では考察できなかつた。よって、この問題、及びこの問題との関係で、第1節で言及した※5を考察することが、今後の課題である。

13) 第1節で示した「事例1-1」上の「追記情報」で言及されている、「継続企業の前提に関する注記」との関係で、LTTの2008年連結財務諸表の注記（継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況）を参照すると、そこにおいては、本文で示した、「営業損失」、「経常損失」、「当期純損失」、そして「マイナス」の「営業キャッシュ・フロー」が、「平成20年3月31日」という、「特定の時点」までに発生している事象」として想定されている、と理解することができる。

[引用文献]

坂柳 (2019), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(16)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第70巻第2・3合併号, 2019年12月.

坂柳 (2020a), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(17)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第70巻第4号, 2020年3月.

坂柳 (2020b), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(18)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第71巻第1号, 2020年7月.